

早川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R3年度の 人件費率
令和3年度	951人	3,426,762千円	338,266千円	457,980千円	13.4%	16.5%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

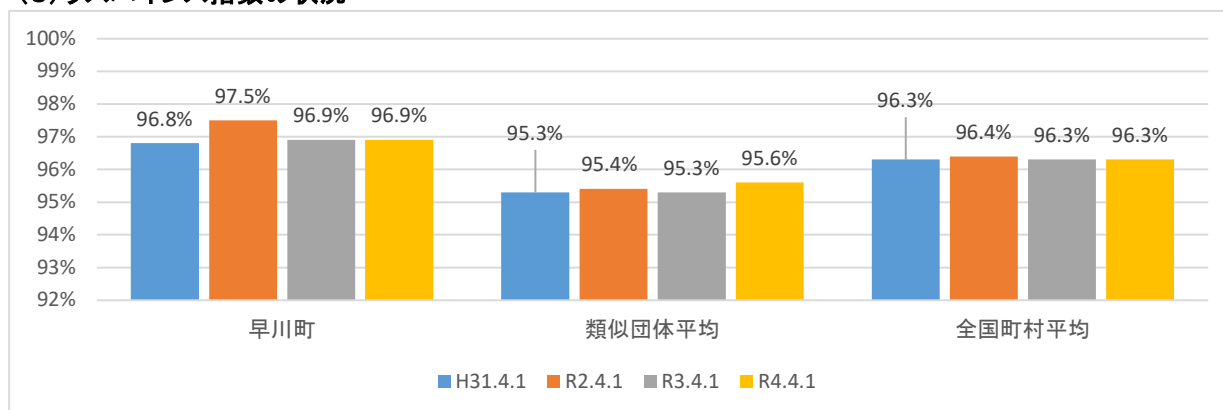
区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
令和3年度	48人	163,839千円	24,969千円	62,669千円	251,477千円	5,239千円	5,464千円	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

早川町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率 改定なし
	民間給与 A	公務員給与 B	較差A-B	勧告(改定率)		

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数 4.45月
	民間の支給割合A	公務員の支給月数B	較差A-B	勧告(改定月数)		

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

特になし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
早川町	41.3歳	300,500円	325,221円	309,430円
山梨県	43.2歳	328,475円	415,326円	364,486円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	40.9歳	295,729円	342,782円	320,512円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山梨県	54.6歳	78人	348,336円	390,805円	370,064円				
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円				
類似団体	52.2歳		281,117円	300,127円	291,309円				

区分	参 考		
	年収(ベース試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山梨県			
国			
類似団体			

※民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している(平成28～30年3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
早川町	30.3歳	226,000円	252,567円	233,500円
山梨県	37.9歳	335,595円	389,202円	358,816円
国	44歳	338,582円	—	388,577円
類似団体	38.5歳	273,357円	301,369円	285,790円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
早川町	35.3歳	281,600円	297,433円	281,600円
山梨県	41.5歳	352,324円	459,150円	376,672円
国	47.7歳	319,817円	—	358,479円
類似団体	43.7歳	300,031円	352,742円	314,254円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		早 川 町	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	190,115円	182,200円
	高校卒	150,600円	156,061円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	158,580円	—
	中学卒	139,900円	140,949円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和4年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,100円	315,900円	365,200円	389,800円
	高校卒	—	287,400円	348,200円	369,900円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

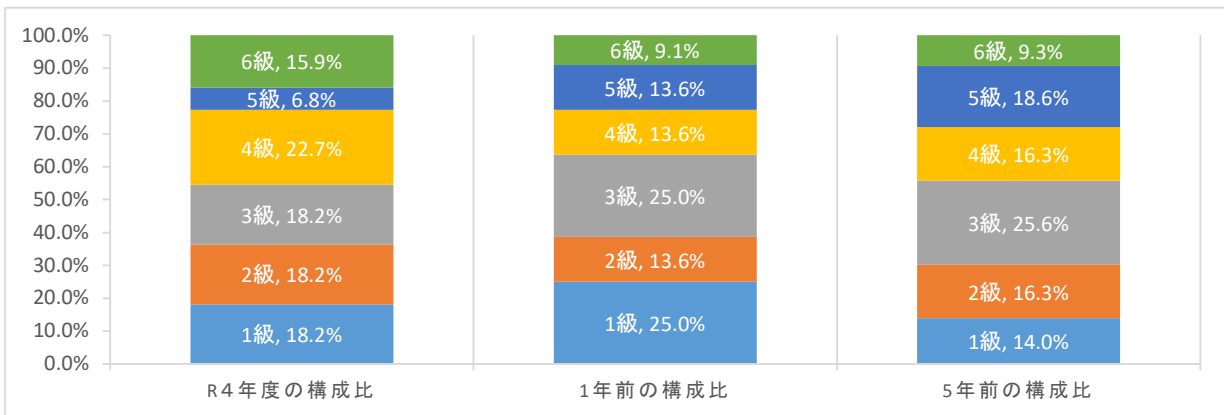
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	複雑困難な業務を掌る課長、局長、室長、及び所長で町長が規則で定める職務会計管理者の職	7人	15.9%	319,200円	410,200円
5級	課長、主幹	3人	6.8%	289,700円	393,000円
4級	副主幹	10人	22.7%	264,200円	381,000円
3級	主査	8人	18.2%	231,500円	350,000円
2級	主任	8人	18.2%	195,500円	304,200円
1級	主事、主事補	8人	18.2%	146,100円	247,600円

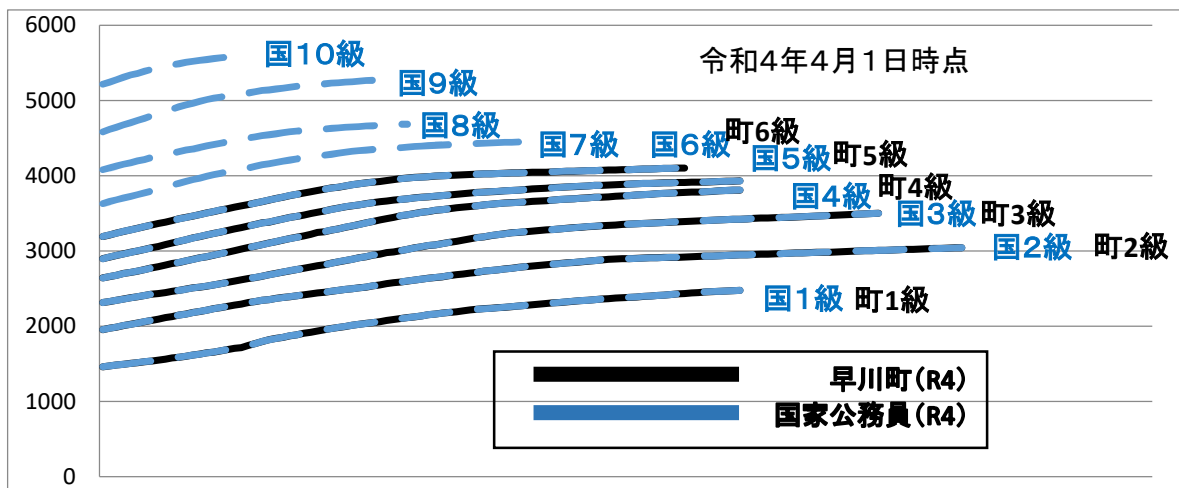
(注) 1 早川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国と給料表カーブ比較表(行政(一))(令和4年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(早川町)

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

早川町	山梨県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,306千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,620千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2. 40月分 1. 90月分 (1. 35)月分 (0. 90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2. 40月分 1. 90月分 (1. 35)月分 (0. 90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2. 55月分 1. 90月分 (1. 45)月分 (0. 90)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(早川町)

令和4年度中における運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分	昇給可能な区 分	昇給実績があ る区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和4年4月1日現在)

早川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度	47.7090月分	47.7090月分	最高限度	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2-45%)		
1人当たりの平均支給額 3,610千円 千円					

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	9,741千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	221千円
支給実績(令和2年度決算)	1,352千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	31千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和1年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(4)その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(R3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(R3年度決算)
扶養手当	扶養人数に応じて支給	同		5,382千円	283,263円
住居手当	借家等に対して支給	同		1,975千円	179,545円
通勤手当	自動車等の使用距離に応じて支給	同		2,363千円	57,634円
管理職手当	管理職(課長)に支給	同		3,383千円	483,286円
宿日直手当	宿直者、日直者に支給	同		2,125千円	55,921円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町長	570,000円 ()円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長		770,000 円 / 455,000 円	630,000 円 / 440,000 円
報酬	議長	218,000円 ()円	360,000 円 / 140,000 円	
	副議長	174,000円 ()円	320,000 円 / 115,000 円	
	議員	156,000円 ()円	300,000 円 / 100,000 円	
期末手当	町長 副町長	(令和3年度支給割合) 4. 30月分		
	議長 副議長 議員	(令和3年度支給割合) 3. 30月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×在職月数×42/100	11,491千円	任期毎
	備考	給料月額×在職月数×25/100	6,240千円	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と増減理由

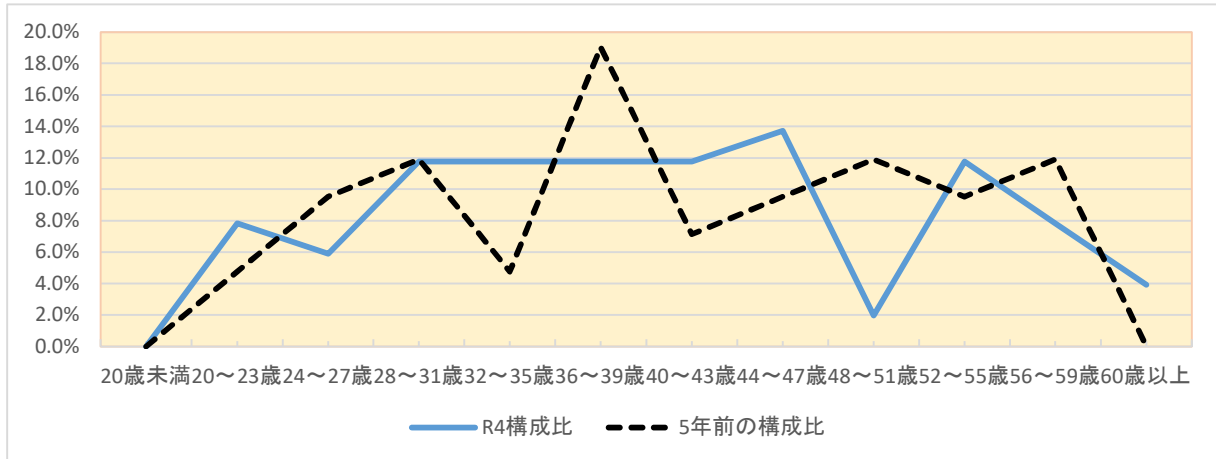
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由	
		R03	R04			
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門 計	議 会	1人	1人	0人	
		総 務	16人	15人	-1人	職員配置の見直しによる減少
		税 務	2人	2人	0人	
		労 働	0人	0人	0人	
		農林水産	2人	2人	0人	
		商 工	2人	2人	0人	
		土 木	7人	7人	0人	
		民 生	7人	7人	0人	
	衛 生	5人	6人	1人	職員配置の見直しによる増加	
	計	42人	42人	0人	<参考> 人口1万当たり職員数 441.64人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 201.46人)	
計	教 育	6人	6人	0人		
	消 防	0人	0人	0人		
等 公 門 会 営 計 企 部 業	小 計	48人	48人	0人	<参考> 人口1万当たり職員数 504.73人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 210.46人)	
	其 他	3人	3人	0人		
	小 計	3人	3人	0人		
合 計		51人 [59人]	51人 [59人]	0人 []	<参考> 人口1万当たり職員数 536.28人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日)



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
0人	4人	3人	6人	6人	6人	6人	7人	1人	6人	4人	2人	51人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	29年度	30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	過去5年間の増減数(率)	
	一般行政	39人	39人	42人	42人	42人	42人	3人	7.7%
教育	6人	6人	6人	6人	6人	6人	0人	0.0%	
消防									
普通会計計	45人	45人	48人	48人	48人	48人	3人	6.7%	
公営企業等会計計	3人	3人	3人	3人	3人	3人	0人	0.0%	
総合計	48人	48人	51人	51人	51人	51人	3人	6.3%	

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。